

新型コロナウイルス（パナマ各地における外出禁止措置等の変更：その4）

令和3年7月7日  
在パナマ日本国大使館

6日、保健省は記者会見において、パナマ各地において夜間外出禁止時間の変更等の措置を実施することを発表しました。その概要は以下のとおりです。

1 コクレ県アントン市

日曜日の完全外出禁止（7月11日より）

2 コロン県ドノソ市

夜間外出禁止時間（毎日）：午後10時から午前4時まで（7月12日より）

3 チリキ県グアラカ市

夜間外出禁止時間（毎日）：午後10時から午前4時まで（7月12日より）

4 東パナマ県チェポ市

夜間外出禁止時間（毎日）：午後10時から午前4時まで（7月12日より）

5 ロス・サントス県ラス・タブラス市

夜間外出禁止時間（毎日）：午後8時から午前4時まで（7月12日より）

6 エレーラ県

（1）チトレ市

夜間外出禁止時間（毎日）：午後8時から午前4時まで（7月12日より）

（2）（1）以外の県全域

夜間外出禁止時間（毎日）：午後10時から午前4時まで（7月12日より）

7 これまでに決定された措置により、日曜日の完全外出禁止が行われる地域は以下の通りです。

エレーラ県：チトレ市、ペセ市

ベラグアス県：アタヤラ市、サンチアゴ市

コクレ県：ペノノメ市、アグアドゥルセ市

西パナマ県：チョレーラ市

コロン県：コロン市

ロス・サントス県：マカラカス市、ラス・タブラス市

以上